

様式例第3号－1 【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または200,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または200,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が初回入社日から2週間以内に本人都合により退社した場合、受領した紹介手数料の50%を求人者に返還いたします。

ただし、もっぱら求人者の都合による場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13 -ユ- 312420

事業所の名称及び所在地 株式会社Flamers 東京都世田谷区野沢2丁目34-3 ド
ルフ桂1001号室